

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第118号	上越市企業振興条例の一部改正について	産業立地課	1～3
議案第102号	令和3年度上越市一般会計補正予算（第5号）	産業立地課ほか	4～12

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第118号
提出課	産業立地課

上越市企業振興条例の一部改正について

1 改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における企業立地に関し、固定資産税の課税免除の適用要件が緩和されたことを受け、同法に基づく支援を行うため、引用法令を改めるなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 過疎法適用工場等を過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に基づく対象要件等に改めるとともに、定義規定を追加する。(第2条、第9条関係)
- (2) (1)の改正は、令和3年4月1日以後に過疎法適用工場等の新設等をした者に係る固定資産税の課税免除について適用し、同年3月31日前に過疎法適用工場等の新設等をした者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。(附則第2項関係)
- (3) その他文言を整備する。

[参考] 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法」という。）と過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧法」という。）の税制優遇に関する要件の変更箇所
(下線部分が変更箇所)

要件	新法	旧法
① 対象地域	安塚区、浦川原区、大島区、牧区、 <u>柿崎区</u> 、吉川区、 <u>中郷区</u> 、清里区、板倉区、三和区、名立区の全域	安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、清里区、板倉区、三和区、名立区の全域
② 業種	製造業、 <u>情報サービス業等</u> 、農林水産物等販売業、旅館業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業
③ 建物又は設備の取得等の価額	<u>500万円（製造業及び旅館業については、資本金の額等が5,000万円を超え1億円である法人が行うものにあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円）以上</u>	<u>2,700万円超</u>
④ 取得等の種類	<u>取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。）※ただし、資本金の額が5,000万円超である法人は新設又は増設のみ</u>	<u>新設又は増設のみ</u>
⑤ 適用期間	<u>令和6年3月31日まで</u>	<u>令和3年3月31日まで</u>

3 施行期日
公布の日

4 上越市企業振興条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、工場等又は法適用工場等の新設等 _____をする者に対し奨励措置又は固定資産税の課税免除を行うことにより、その新設等を容易にし、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 過疎法適用工場等 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における同法第24条に規定する事業の用に供する建物及び設備（同条に規定する機械及び装置に限る。）をいう。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>新設等 新設、増設又は更新（過疎法適用工場等に対し、第9条の規定による固定資産税の課税免除を適用する場合にあつては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条に規定する取得等（ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うもの）にあつては新設又は増設に限る。）をいう。</u> (追加)</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条 市長は、市の区域内において法適用工場等の新設等 _____をする者で規則で定める基準を満たすものに対し、次の各号に掲げる法適用工場等の区分に応じ、当該各号に定める固定資産について本市が課する固定資産税の課税を免除す</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、工場等又は法適用工場等の新設、増設又は更新（以下「新設等」という。）をする者に対し奨励措置又は固定資産税の課税免除を行うことにより、その新設等を容易にし、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 過疎法適用工場等 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の区域内</u>における同法第31条に規定する事業の用に供する建物及び設備（同条に規定する機械及び装置に限る。）をいう。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条 市長は、市の区域内において法適用工場等の新設等 <u>（第1号に掲げる過疎法適用工場等にあつては、更新を除く。）</u>をする者で規則で定める基準を満たすものに対し、次の各号に掲げる法適用工場等の区分に応じ、当該各号に定める固定資産について本市が課する固定資産税の課税を免除す</p>

改 正 案	改 正 前
<p>るものとする。</p> <p>(1) 過疎法適用工場等 過疎法適用工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年（事業の用に供する日が1月1日である場合にあつては、その属する年）の4月1日を初日とする最初の年度以降3箇年度に限り、当該過疎法適用工場等に係る固定資産（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項</u>の規定による公示の日以後において取得したもの）に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該過疎法適用工場等の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）</p> <p>(2) 略</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1) 過疎法適用工場等 過疎法適用工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年（事業の用に供する日が1月1日である場合にあつては、その属する年）の4月1日を初日とする最初の年度以降3箇年度に限り、当該過疎法適用工場等に係る固定資産（<u>過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項</u>）の規定による公示の日以後において取得したもの）に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該過疎法適用工場等の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）</p> <p>(2) 略</p>

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	産業立地課

歳出科目 (P150～P151)	7款1項2目	商工振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
設備投資促進事業	284,357	14,259	298,616

主な補正財源		主な経費	
一般財源	14,259	負担金補助及び交付金	14,259

【補正理由】

新潟県南部産業団地及び三和西部産業団地の分譲に伴い、産業団地等取得補助金を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	263,716	14,259	277,975
産業団地等取得補助金	0	14,259	14,259

2 三和西部産業団地

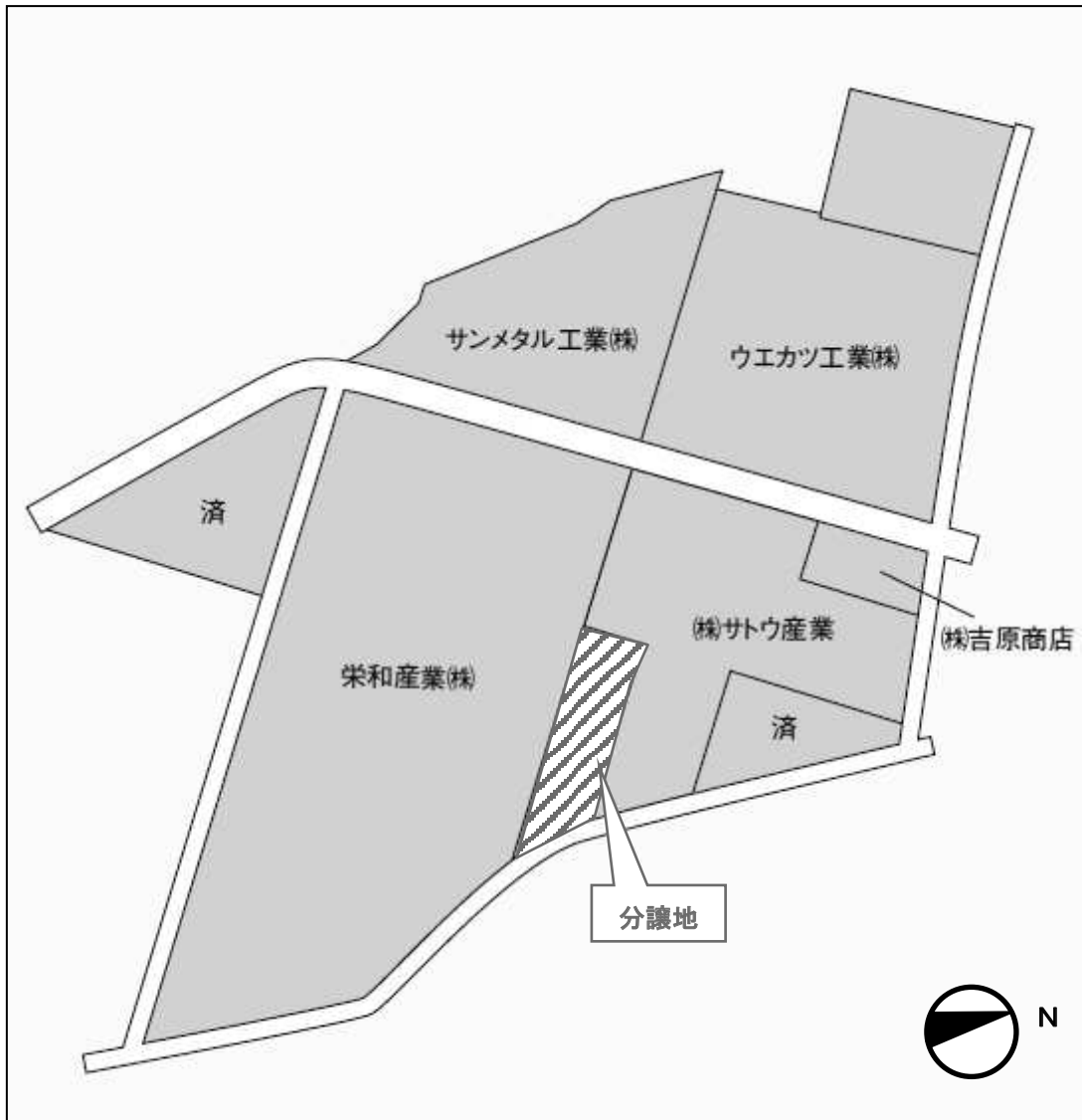
(1) 補助対象面積 3,000.04 m²

(2) 補助金交付見込額 2,223 千円 (千円未満切捨て)

購入価格の100分の10 (5,000 m²以下の面積)

$3,000.04 \text{ m}^2 \times 7,410 \text{ 円/m}^2 \times 10/100 \doteq 2,223,029 \text{ 円}$

【位置図】 分譲団地名：三和西部産業団地（上越市三和区稲原及び岡木地内）



提出課	産業政策課 観光交流推進課
-----	------------------

歳出科目 (P150～P151)	7款1項2目	商工振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症経済対策費	329,861	1,349,594	1,679,455

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,349,594	報酬	3,407
		職員手当等	421
		共済費	650
		旅費	159
		需用費	200
		委託料	33,025
		負担金補助及び交付金	
			1,311,732

○事業者経営支援金 687,117

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、複数月に渡り著しく売上げが減少している中小企業者等への支援として、現在給付を行っている第3次事業者経営支援金の不足が見込まれるほか、第4次として引き続き支援するための経費を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
事業者経営支援金（第3次）	228,000	182,280	910,280
事業者経営支援金（第4次）		500,000	
職員手当等（会計年度任用職員報酬等）	1,861	4,637	6,498
消耗品費	0	200	200

補助対象者：市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益財団等（全業種）

支援内容：次の表の区分に応じた額の支援金を給付

<第3次事業者経営支援金>

区分		コロナ禍前（R元.7～11）の月平均売上げ		
		500万円以下	500万円超～ 1,000万円	1,000万円超
R3.7～11の各月の売上高とR元.7～11の各月の売上高をそれぞれ同月で比較	3か月で 20%以上減少	100	125	250
	2か月で 25%以上減少			
	2か月で 50%以上減少	200	250	500
	3か月で 50%以上減少	300	500	1,000

< 第4次事業者経営支援金 >

		コロナ禍前 (R元.12、H31.1~4) の月平均売上げ		
		500万円以下	500万円超～ 1,000万円	1,000万円超
R3.12~R4.4の 各月の売上高 と R元.12、 H31.1~4の各 月の売上高を それぞれ同月 で比較	3か月で 20%以上減少	100	125	250
	2か月で 25%以上減少			
	期間全体の平均 で20%以上減少			
	2か月で 50%以上減少	200	250	500
	期間全体の平均 で40%以上減少			
	3か月で 50%以上減少	300	500	1,000

○プレミアム付商品券発行支援事業 368,958

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた消費活動を後押しするため、商工団体等が取り組むプレミアム付商品券発行事業に要する経費を増額するもの

【補正内容】

商工団体等が実施するプレミアム付商品券発行事業に対し、プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額及び事業実施に係る事務費の一部を補助

項目	補正前	補正額	補正後
プレミアム付商品券換金事務委託料	0	28,958	28,958
プレミアム付商品券発行事業補助金	0	340,000	340,000

補助対象者：商工団体、商店街、中小企業者等により組織された任意団体等

補助対象経費：プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額、事務費

補助率：10/10

補助額：プレミアム分相当額（3割を上限）

参加店舗数	補助上限額
20以下	2,500
21以上40以下	5,000
41以上60以下	7,500
61以上80以下	10,000
81以上	12,500

事務費 補助上限額 1,000 千円

○中小企業者チャレンジ応援事業 200,000

【補正理由】

コロナ禍による経営環境の変化を捉えた中小企業者等の新たな挑戦を再度支援するため、所要額を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
中小企業者チャレンジ応援事業補助金	100,000	200,000	300,000

中小企業者等が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等に要する経費の一部を補助する。

- ・補助対象者：市内中小企業者
- ・補助対象経費：以下の取組を始めるための設備備品購入費や車両購入費等の初期費用
 - ①事業継続のための新たな取組
 - ②販路開拓のための新たな取組
 - ③新商品・新サービスの開発
- ・補助率：3/4
- ・補助上限額：1,000千円（千円未満の端数は切捨て）

○宿泊等需要喚起事業 93,519

【補正理由】

飲食・宿泊事業者への誘客促進と地域経済の活性化を図るため、市内飲食店で使用できるクーポンの作成や宿泊需要喚起キャンペーンを行うための所要額を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
飲食店クーポン等作成業務委託料	0	4,067	4,067
宿泊需要喚起キャンペーン事業交付金	0	89,452	89,452

事業名：上越市宿泊需要喚起キャンペーン

交付対象者：(公社)上越観光コンベンション協会

事業内容：宿泊代金に対する割引を行うとともに、キャンペーンの周知や参画する宿泊施設の情報発信を一体的に行う。

- ・割引対象：一人一泊当たり、税込3,000円以上の宿泊プラン
- ・割引額：税込3,000円以上9,999円以下の場合 → 代金の50%割引
税込10,000円以上の場合 → 代金の5,000円割引
- ・宿泊施設への割当金：

宿泊施設の定員	割当上限額
30人未満	500
30人以上50人未満	850
50人以上	1,600

提出課	観光交流推進課
-----	---------

歳出科目 (P150～P151)	7款1項3目	観光交流費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
観光振興対策事業	87,387	2,660	90,047

主な補正財源		主な経費	
諸収入	2,660	委託料	2,660

【補正理由】

第97回高田城址公園観桜会の会期の開始日を3月に設定することに伴い、令和3年度実施に係る所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
諸収入	2,637	4,988	7,625
物産展出店者負担金	0	4,988	4,988

※歳入の充当額は、関連歳出の増額に合わせ、2,660千円とする。

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	28,889	2,660	31,549
観光物産宣伝推進委託料	13,224	2,660	15,884

○債務負担行為の設定

第97回高田城址公園観桜会の会期を令和4年3月26日～4月10日としていることから、債務負担行為を設定するもの

- ・観光物産宣伝推進委託料全体額 9,255千円
- ・年度別事業費

	事業費
令和3年度	3,969
うち補正額	2,660
令和4年度実施分 (債務負担行為設定額)	5,286
合計	9,255

歳出科目 (P150～P151)	7款1項3目	観光交流費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
イベント推進費	120,929	13,336	134,265

主な補正財源		主な経費	
諸収入	1,797	委託料	1,797
一般財源	11,539	負担金補助及び交付金	11,539

【補正理由】

第97回高田城址公園観桜会の会期の開始日を3月に設定することに伴い、令和3年度実施に係る所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
諸収入	0	4,479	4,479
移動露店市場出店者負担金	0	4,479	4,479

※歳入の充当額は、関連歳出の増額に合わせ、1,797千円とする。

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
委託料	5,155	1,797	6,952
露店市場管理委託料	5,155	1,797	6,952
負担金補助及び交付金	114,916	11,539	126,455
観桜会事業補助金	63,223	11,539	74,762

○債務負担行為の設定

第97回高田城址公園観桜会の会期を令和4年3月26日～4月10日としていることから、債務負担行為を設定するもの

- ・露店市場管理委託料全体額 7,396千円
- ・年度別事業費

	事業費
令和3年度	2,991
うち補正額	1,797
令和4年度 (債務負担行為設定額)	4,405
合計	7,396

- ・観桜会事業補助金全体額 69,424千円
- ・年度別事業費

	事業費
令和3年度	23,651
うち補正額	11,539
令和4年度 (債務負担行為設定額)	45,773
合計	69,424

提出課	施設経営管理室
-----	---------

歳出科目 (P150～P151)	7款1項3目	観光交流費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
観光施設等管理事業	363,268	0	363,268

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,200		
市債	△2,200		

【補正理由】

過疎対策事業債のソフト事業分の発行限度額を踏まえ、休止中の三和ネイチャーリングホテル米本陣の維持管理経費について、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
市債	2,200	△2,200	0
過疎地域持続的発展特別事業	2,200	△2,200	0